

志免町保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている私立保育所等に対して、光熱費及び送迎バスの燃料費等の上昇分相当額を町が予算の範囲内において交付する志免町保育所等物価高騰対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、志免町補助金交付規則（平成21年志免町規則第1号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、私立保育所等とは、次に掲げる施設等のうち、地方公共団体以外の者が志免町内において設置し、経営する施設等をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に定める施設
- (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であって、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設
- (4) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第3条第3項の施設として認定を受けている施設
- (5) 地域型保育事業を行う施設及び事業所 児童福祉法第6条の3第10項又は第12項の事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の町による確認を受けた施設及び事業所

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる施設は、申請時において志免町内で運営している私立保育所等（以下「補助対象施設」という。）とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、児童一人当たりの基本単価年額3,000円（送迎バスがある場合は、児童一人当たり年額3,360円とする。）に令和4年10月1日時点の利用定員数を乗じた額とする。

（申請手続）

第5条 補助対象施設は、補助金の交付を受けようとするときは、志免町保育所等物価高騰対策費補助金交付申請書（別記様式）を別に指定する期日までに町長に提出するものとする。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い補助対象施設に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付決定を行った補助対象施設に補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象施設は、補助事業が完了したときは、志免町保育所等物価高騰対策費補助金実績報告書を別に指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象施設に通知するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。